

令和2年4月28日

保護者の皆様

県立神奈川総合高等学校長

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時休業に係る今後の対応について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための学校の臨時休業にご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、この度の臨時休業の期間は5月6日までとなっておりますが、現時点では国は緊急事態宣言が、5月6日を超えて延長されるのか、解除されるのかは明らかになっていない状況です。また、今後専門家会議の分析結果をもとに国において、5月初旬にも判断されるとの報道もあります。このため、国の判断を受けての県教育委員会としての対応の決定も、同様の時期となる可能性があります。

県教育委員会では、5月6日以降の対応については、例えば緊急事態宣言が延長された場合には、感染リスクを考え臨時休業期間を延長すること、また、緊急事態宣言が解除された場合であっても、県内の感染状況を踏まえ、生徒の安全安心を第一に考えて、準備期間を含め一定期間をおいてからの分散登校、時差通学・短縮授業などの段階的な再開とすることなど、様々な事態を想定し、検討を進めています。

いずれにしても、5月6日以降の学校の対応については、5月の連休期間中のご連絡とさせていただく可能性もありますので、次のようにご対応くださるようお願いします。

- 連休期間中に、本校から今後の対応について連絡させていただく場合はマチコミにて保護者・生徒の皆様に発信します。また、g1メールにて生徒宛てに発信します。
- 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業であることを踏まえ、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう、お子様にご指導ください。
- 自宅でも、咳エチケットや手洗い・うがい等の感染症対策を徹底してください。

ご質問等がございましたら、遠慮なく学校までご連絡ください。

問合せ先  
副校長 高橋 正広  
電話 (045) 491-3283 (直通)